

- 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要領（平成23年11月21日付け23農振第1924号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第3 被災者耕作放棄地活用交付金</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1) 要綱別紙第1の1の(1)の「貸借や農業生産法人による雇用、農業体験施設での農作業等により東日本大震災の被災農家等が当該農地を長期間にわたって耕作する環境」とは、被災農家等又は被災農業者等を雇用し若しくは被災農業者等に栽培管理等を委託する農業生産法人等が、自ら有する所有権、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって、再生作業を行う年度から起算して5年間以上耕作する環境を整えている場合等とする。</p> <p>(2) 要綱別紙第1の1の(3)の「営農定着」については、当該農地に作付けする作物が主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねである場合、当該農地が<u>経営所得安定対策実施要綱</u>（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙3の米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当する場合及び当該農地を要綱別紙第1の2の「農業体験施設」として活用する場合は、支援の対象とならない。</p>	<p>第3 被災者耕作放棄地活用交付金</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1) 要綱別紙第1の1の(1)の「貸借や農業生産法人による雇用、農業体験施設での農作業等により東日本大震災の被災農家等が当該農地を長期間にわたって耕作する環境」とは、被災農家等又は被災農業者等を雇用するためや栽培管理等を委託するための募集活動等を1年以上継続して実施する農業生産法人等が、自ら有する所有権、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって、再生作業を行う年度から起算して5年間以上耕作する環境を整えている場合等とする。</p> <p>(2) 要綱別紙第1の1の(3)の「営農定着」については、当該農地に作付けする作物が主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねである場合、当該農地が<u>農業者戸別所得補償制度実施要綱</u>（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙3の米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地に該当する場合及び当該農地を要綱別紙第1の2の「農業体験施設」として活用する場合は、支援の対象とならない。</p>

附 則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正後の被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要領（平成23年11月21日付け23農振第1924号農林水産省農村振興局長通知）の規定にかかわらず、平成25年5月16日より前に申請した被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。